

@ 市長の政治姿勢・特定秘密保護法について伺います。

11月6日、深夜、全国のありとあらゆる分野から反対や懸念の声が吹き上がり、国会を取り巻くごうごうたる抗議のさなか、参議院本会議で「秘密保護法案」の採決が強行されました。

稀代の悪法を強行した自民・公明両党の暴走は断じて許されるものではありません。

国会審議を通して、本法の骨格が国民主権、基本的人権の尊重、平和主義という日本国憲法の基本原理を根底から覆す、極めて危険な違法性を本質としていることが明らかになってきました。

第1に、「特定秘密」の指定が、政府にゆだねられ、政府が保有する膨大な情報の中から、政府の恣意的な判断で、勝手に決められることです。

秘密の範囲は「我が国の安全保障にとって著しく支障を与える恐れがある」という、広範かつあいまいなもので、際限なく広がる恐れがあります。

秘密の指定期間は60年に延長され、この間に廃棄されれば、「永久秘密」となります。

国民は何が秘密かも秘密とされる社会の中で、どんな情報に近づいたことが罪とされるのか、知

らされないまま、処罰され得るのです。

しかも、その逮捕令状や起訴状、判決にも、秘密の中身は明らかにされません。

第2に、本法で、懲役10年以下の重罰や威嚇、「適正評価」の名によるプライバシー侵害と権力の監視にさらされるのは、限られた公務員だけではなく、広く国民の普通の日常とその自由であり、報道の自由であります。

調査の対象者は、直接秘密に触れたとされる者だけでなく、未遂、教唆、共謀として、際限なく広げられ、

政府が秘密を取り扱うものに行う「適正評価」は、個人の家族にとどまらず、交友関係や飲酒の節度、精神疾患や借金など、プライバシーを根こそぎ調べ上げる、全ての国民監視の仕組みが作られることとなります。

調査に係る機関は、自衛隊の情報保全隊や公安警察、公安調査庁が含まれることが明らかになりました。

第3に、情報の国会への提供さえ、政府の裁量にゆだねられ、国会の国政調査権、議員の質問権も侵害され、国民の代表である国会議員も調査・

懲罰の対象とされるものです。

報道機関から国会議員、広範な国民にいたるまで、捜査機関の一存で、容易に処罰することを可能とする、弾圧立法そのものであり、民主主義社会をその根底から突き崩す、暗黒社会の再来を許すものです。

安倍政権は、この暴走を突破口に、憲法改悪や集団的自衛権の行使、国防軍創設を企て、「アメリカと一緒に戦争できる国づくりをしようとしていることは明らかです。

かつて、軍機保護法、治安維持法の体制下、大本営発表で国民を欺いて突き進んだ、戦争の誤りを再び繰り返してはなりません。

市長は、今日まで繰り返し、憲法9条は重要であるとの認識を示されました。今後も憲法を守り、地方自治体が戦争準備に巻き込まれることがないように、地方自治体の本旨を貫くことを求めるものです。ご所見をお示しく下さい。

防災行政について

福山市地域防災計画について伺います。

今、東日本大震災を教訓に災害に強いまちづくりを進めることは急務となっています。

広島県は、2007年3月に作成した「地震被害想定調査報告書」を見直し、今年11月に発表しました。

南海トラフを震源とする巨大地震が発生した場合、福山市は、震度6強が想定され沿岸部は津波で浸水し、埋め立て地に住宅地が広がる地域の被害が深刻で、最悪の場合5メートル以上の浸水エリアも出る見通しとのことです。

そして、死者数は県内市で最多の6221人という予測です。

家屋は、全壊が1万6528棟、半壊は5万2千4棟です。この調査結果を、どのように認識したのか、受け止めをお示しくください。

広島市は、県のデータを小学校区ごとに細分化する作業に入ったとのことです。

福山市は、この被害想定を発表を受け、どのよ

うな取り組みを進めているのか、その後の進捗状況をお示しく下さい。

また、今回の被害想定の結果は、「堤防が地震で損壊し、ほとんど機能しない」との条件設定ですが、堤防は一部が破損しても、そこに大量の洪水が集中するなど、深刻な被害を及ぼします。

福山市内のすべての堤防の劣化診断や構造調査を行い、構造強化、耐震化や、新たな減災対策も急がなくてはなりません。

国、県に対して、予算の抜本的な強化を求めるとともに、福山市として、公共事業の在り方を、防災、減災を最優先に転換するべきではないでしょうか。

また、避難場所の見直し、避難経路の確保、訓練の実施などを、地域住民とともに検討・構築すること、新たなマップを作り、配布することが急務です。ご所見をお示しく下さい。

県の被害想定を発表を受けて、これまでの防災計画を抜本的に見直し、新たな計画作成を急ぐことが求められます。

今後の取り組みについて、お示しく下さい。

広島県は、急傾斜崩壊危険個所が最も多い県です。被害想定の中かで、長者ヶ原断層―芳井断層の地震では、土砂災害の発生する可能性が高いランク A は、急傾斜崩壊危険個所 786 か所、地すべり危険個所 10 か所、山腹崩壊危険地区 734 か所、合計 1530 か所とされています。

そのうち、福山市に関するものはそれぞれ何か所かお示しく下さい。

市の地域防災計画では、2017年までに急傾斜崩壊危険個所、200か所の解消を目指すとの事ですが、ランク A の解消を最優先することが求められます。

今後の計画についてお示しく下さい。

以上それぞれについて、お示しく下さい。

福山市民病院について

地方公営企業法の全部適用について

いま、多くの自治体病院は、歴代自民党政権の医療費抑制策の下、深刻な医師・看護師不足が続いています。また、小泉政権による三位一体改革以来、地方交付税の大幅削減や医療費抑制による診療報酬の連続引き下げなどで自治体病院の運営は厳しさを増しています。

国は、2008年に「公立病院改革ガイドライン」を示し、全国の公立病院の経営状況の抜本的な改革を求めました。

その内容は、1、確実な経営の効率化を図ること、2、二次医療圏内でのネットワーク・再編を図ること、3、経営形態の見直し、となっており、公立病院として役割を果たしつつ企業感覚による病院経営をするよう見直しを求めています。

そのような中で、市民病院は地域の医療機関との連携強化・高度医療を充実させる事などの努力で、2012年度は4億9千万円余の純利益を計上し、5年間黒字経営となっていますが、この度、地方公営企業法の全部適用が提案されております。

これまで、自治体病院に「一部適用の企業」が認められてきたのは、「病院が企業として能率的に運営されるべき点は、他の公営企業と同様であるが、これらに比べて採算性が低く、かつ保健衛生・福祉行政などの関係が密接であることなど、若干その性格を異にするため」とされてきました。

自治体病院の運営については、「一部適用」とするほうが、病院事業の性格にふさわしいと考えられてきたからです。

① 黒字経営を続けている福山市民病院を、あえて「全部適用」とする理由とそのメリット・デメリットにつて、お示してください。

② 一部適用と全部適用の主な違いは、管理者の設置と、職員の身分の取り扱いで大きな違いがあり、給与・労働条件・病院財政面に現れるとのことです。

福山市民病院については管理者の設置する方向とされていますが、その選定はどのような方法で行うのか、お示してください。

③ 職員は、「地方公務員法」の一部の適用が除外され、「地方公営企業等の労働関係に関する法律」などが適用されるので、労使関係において顕著な相違が生ずることになります。

職員は、「地公企労法」にもとづく「労働組合」を結成し、当局と「団体交渉」し、労働協約を締結することができますが、これまでの「職員団体」の理解、合意・納得は得られているのか、お示しください。

④ 「一部適用の企業」の場合は、職員の給与は、一般の地方公務員と同様に給与の種類や範囲が法定されており、給与の額及び支給方法は条例で定められます。

「全部適用の企業」の場合は、給与の種類と基準のみが条例で定められ、給与の額や支給方法などの細目事項は管理者の権限となっているため、労働協約や内部規定などで具体化されます。

企業の経営状況を反映した給与の決定が可能となるため、病院財政が困難になれば、一般行政職の賃金等と切り離し、水準が切り下げられる危険があります。職員の身分の安定について、どのように考えているのか、お示しください。

⑤ 「全部適用」となっても、自治体直営の病院であることには変わりありませんが、自治体病院を「経営体」とす

る傾向が強まり、一層の「民間的手法」の導入が推進されるとともに、病院の「自己責任」での運営が強調されることになりかねず、

採算性重視で、不採算といわれる医療部門の縮小や、病院リスト

ラの新たな引き金となる危険性を含んでいます。

福山市民病院が地域の高度医療の拠点であるとともに、他の民間病院が果たせない不採算部門の医療も担い、自治体病院としての役割を果たしてゆく任務はますます重要であると考えられるのですが、今後の在り方についてお示しくください。

建設・都市行政について

① 鞆のまちづくりと防災対策について

イ) 鞆の医王寺やその周辺の雨水対策について伺います。

医王寺は、平安時代の弘法大師の開基と伝えられる真言宗の寺院であり、本尊の木造薬師如来立像は、県の重要文化財に指定されている歴史的文化遺産です。

医王寺からの眺望は、観光客から高く評価され、鞆の浦の観光の要所ですが、雨の降った日や雨後には、横の山からの雨水流入で、足元がドロドロ。墓参も観光もままならない状況とのことです。

また、鞆町元町は水路からの水が溢れ、玄関の中にも流れ込む状況です。

雨水の流入状況などを調べますと、医王寺の西側、東側の砂防堤が、土砂で埋まり、役をなしていないこと、排水路にたどり着く前に、その周辺に水が溢れていること、配水管の容量が不足していることなどがわかりました。

この西側、東側の砂防堤は設置から数十年を経っていますが、今後の改善策についてお示しください。

鞆町は、後背地の山に囲まれており、同様の状況があるのではないかと推測するものですが、実態調査はしているのか、どのような状況なのかも、合わせて、お示しくください。

□) 医王寺山門から、平地区に向けて、遊歩道が設置されています。

この活用や安全策について伺います。

遊歩道の海側には、転落防止柵が設置されていますが、山側は、ネットが張ってあります。現地を見たところ、ネットの上に落ち葉などが堆積し、山と地続きのように見えるところもあれば、ネットの下は深い谷となっているところもあり、もし、このネットがほころびれば、転落して重大な事故を起こしかねない状況でした。

ネットではなく、抜本的な転落防止対策を求めらるものですが、改善策をお示しくください。

また、遊歩道の有効活用を行うために、南斜面の立木や笹竹の整理を行い、眺望の確保が必要と考えます。今後の整備について、お示しくください。

整備後は、鞆の観光マップに掲載し、湾が一望できるビュースポットや平地区に観光客を招くよう、案内してはいかがでしょうか。ご所見をお示

してください。

② 新浜浄化センターの跡地活用について伺います。

これまで、議会質問で、新浜し尿中継施設建設は町内からの強い反対があり、牧本市長との約束に忠実に、し尿処理施設の撤去を行うことを求めてきました。

し尿処理施設については、2015年度に解体・撤去の計画が示されました。

同敷地内の下水道処理施設についても、長年、悪臭や振動などに苦しんできた町内の方々は、早期の解体・撤去を求めています。

処理廃止と施設の解体撤去はどのような計画なのかお示してください。

曙町は、海拔ゼロメートルの低い土地です。

津波が起きた際、少しでも早く高台に避難することが求められます。

地域の方々は、新浜浄化センター跡地を、大雨や南海トラフ地震・津波の際の避難場所として、整備をと強く要望しています。

その際、数階建てで、津波をやり過ごせる高さを確保し、災害備蓄品を備えておくこと。

通常は、図書室も設置した中規模のホールとし

て、日常的に多くの児童生徒や住民が使用できる建物を設置してほしいとの声も聴いております。

跡地利用は、地域住民の要望を最優先することを求めるものです。

また、津波の避難場所として、堤防のかさ上げと強化を行い、住民が駆け上がれるよう、避難経路も整備をとの声も聴いています。

以上それぞれについての対応を、お示しく下さい。

教育行政について

① 教職員の多忙化解消と30人学級の実施について

イ) 先の2012年度一般会計決算特別委員会資料で、各小中学校の施錠時間・開錠時間の平均を示していただきました。

開錠時間の早い学校は、6時20分、施錠の遅い学校は22時30分であります。

小学校の開錠時間の平均は13時間7分、中学校は、14時間5分であり、各学校を見ると、最も長い開錠時間は15時間29分でありました。

教職員の勤務時間は、7時間45分です。交代勤務でもないのに、その約2倍の時間、学校に教職員がいるということになりますが、どのような勤務状態になっているのか、この状態について、どのように認識しているのかお示してください。

各学校では、教職員の入校・退校時間の記録をしています。

パソコン入力で、一か月の残業時間も明らかとなるはずです。

以前、月80時間以上の残業は黄色、100時間以上は赤の表示ができるようなパソコンシステム

ムにして、過労死ラインの把握をすることを求めてきました。

現在、どのような把握システムとなっているのか、お示してください。

また、市教育委員会が直接、月80時間以上の残業となっている教職員を把握し、改善指導を行うことを求めるものです。

以上について、ご回答ください。

□) 教職員の多忙化の要因は、様々なものがあると考えられます。

何故、多忙なのか、減らしてほしい業務は何か、全教広島のアンケートによりますと、1位が「資料や統計作成、報告書提出など」、

2位が「指導案の作成と研究事業」3位が「研修や研究」とのことです。

研修や研究は、自主的なものではなく官制のものです。

現場からは、「教育研究・公開事業の指導案の作成・やり直しに数か月かかる」

「小・中一貫教育の統一カリキュラム作りに時間を取られる」「パソコン仕事が多く、土曜日、日曜日に仕事をして追いつかない。校長は、午後8時には、必ず帰れ。土曜、日曜は出勤しないよ

うにというけれど、だったら、いつやれというのか」などの声も聞いたところです。

そして、「職員室で、教員同士が子どものことを話さなくなって久しい」との声も聞いています。

教員が、児童生徒の指導や、授業準備などに十分な時間が取れ、児童生徒に向き合えるよう業務の改善を行うことを求めるものです。

八)次に、福山市内の定数内臨時教員の配置は、正規の教員配置に改めることを求めるものです。

今年度5月1日現在の定数内臨時教員は、養護教員を含めて、小学校127名、中学校51名です。

臨時教員の配置は、学校運営の安定性の上でも、大きな問題です。県教委に強く要望するとともに、福山市として人件費の確保をし、基本的に正規教員とすることを求めるものです。解消の方向性をお示しくください。

二)教師が、児童生徒の心に寄り添って、行き届いた教育を行うためには、少人数学級の実施が強く求められます。

市長公約の35人学級をすべての小中学校の全学年に実現するためには、何人の教員が必要なの

か、いつ実施に移すのか、お示してください。

① 生徒指導規程について

この間、福山市の児童生徒をめぐる「生徒指導規程」の問題について、質問してきました。

福山市教育委員会は、「小中一貫した取り組み」「社会で許されないことは、学校でも許されない」「毅然とした対応」などを強調していますが、問題行動を起こす背景には、発達段階、その児童生徒の個人や家庭の問題、社会状況など、様々な事情があります。

この事情を様々な角度から分析し、児童生徒の心に寄り添って、励ましながら、問題解決に向けて、成長を促すことが教育本来の役割ではないでしょうか。

福山市のような一律の厳しい対応を進める中では、児童生徒と教師、学校と保護者の信頼関係が失われてしまいます。

指導規定に従わないものは、「別室指導」を含む、「特別の指導」が課せられますが、子どもの心を傷つけ、一層の問題行動を誘発することにもなりかねません。

別室指導や奉仕活動など罰」を科す「生徒指導規程」を抜本的に見直し、子どもの人権を大切に、保護者と教職員の共同の力によって、あたたかく励まし続ける教育を進めることを求めるものです。ご所見をお示しくください。

先般、情報公開で、福山市内の小・中学校の生徒指導規程を開示いただきましたが、その内容は、これは行き過ぎではないか、このような決まりを児童生徒に課することができるのかと、疑問を感じる項目が多々あります。そこで伺います。

① 市教育委員会は、すべての小・中学校の指導規程に目を通していただいているとのことですが、内容が、日本国憲法や、子どもの権利条約に抵触するものについては、是正すべきと考えますが、基本的な在り方をお示しくください。

② 次に、規程の内容が、本来、学校で強制すべきでないものについては、削除すべきと考えます。

たとえば、中学生の下着の色や材質まで規定することや、小学生女児の髪型について、髪は耳より下で結ぶとか、ポニーテールやお団子を禁止するなど、個人のプライベートゾーンまで、行き過ぎた干渉をすることは、直ちに取りやめることを

求めるものです。

③ 特別の指導とされる、立ち歩く、大声を出すなどの授業妨害内容は、発達障害や自閉的傾向のある児童生徒、育ちに課題のある児童生徒にむしろマイナスの行動規制をかけ、ひいては排除することにつながるのではないかと危惧するものです。

発達に課題がある子どもたちだけではなく、全ての子どもたちが様々な喜怒哀楽の感情を表出できる教室環境が保障されるべきではないでしょうか。

福山市の生徒指導規程は、子どもたちの感情を平板に抑え込み、意見表明も自由にできない、不自由を押し付けると危惧する内容が多々決められています。このような、児童生徒を委縮させるものは、改めるべきではありませんか。

④ 学校での集団行動には、何らかの決まりは必要です。

しかし、教職員、児童生徒、保護者の合意と納得の上で、守れる約束である必要があります。

指導規程をあらかじめ、保護者に知らせておくため、参観日などで説明をした学校やプリントを配布した学校がありますが、一方的なお知らせで、内容について、双方向型の討議や改廃が行われて

はおりません。

改めて、学校と保護者・児童生徒で協議し、保護者・児童生徒の納得・合意の得られないものは見直し、できうる限り、児童生徒の自由を保障し、のびのびと学校生活を送れる「きまり」に改めるべきではないでしょうか。

ご所見をお示しく下さい。